

## X II 大規模指定集落内への住宅建築について

市街化調整区域内で、県が「大規模指定集落」に指定している区域については、下記に掲げる要件のいずれかに該当している者が、自己用住宅を建築することができます。

- (1) 当該大規模指定集落に通算 20 年以上居住していることが確認できる者
- (2) 線引き前から当該大規模指定集落に居住している世帯の二親等以内の血族であって、かつ、当該世帯と 2 年以上同一生計を営んでいたことが確認できる者（→いわゆる「大規模指定集落内の分家住宅」）

### 1. 居住実績の確認方法について

居住実績は本人及び家族の戸籍謄本、戸籍附票、住民票で確認しています。  
ただし、やむをえない事情でこれらの公的書類が存在しない場合は、個別に判断します。

### 2. 自己用住宅の用途について

自己用住宅は専用住宅（一戸建ての住宅）でなければなりません。したがって、店舗併用住宅等は許可対象から除外されています。

なお、一般の方から「細則 17 条 7 号（大規模指定集落内での自己業務用建築物の建築）とのあわせ技で店舗併用住宅を許可できないのか」というお問い合わせを受けますが、細則 17 条 6 号は自己専用住宅のみを、細則 17 条 7 号は自己業務用建築物のみを許可対象としています。そのため、「あわせ技」のような取り扱いはできません。